	意見	
1	計画の基本理念については、子育て戦略を踏まえたものと思うが、こども基本法の理念も 踏まえているのか。関係等を分かりやすくしたほうが良いのでは。	I
2	理念の中に、京都の強みである「人と地域の絆」とあるが、具体的にはどういうことか。]
3	子どもの数も減っており、いくら園の質の向上をしても幼稚園の人気がなくなってきている。特に1号の親、家庭に対して選択肢が広がるような施策を京都府としても実施していただければありがたい。	
4	保育の質の向上で保育人材の確保、職員研修等の記載があるが、親の選択肢を広げることが保育の質の向上につながると思う。そのために、各園が切磋琢磨して、自分たちの園の個性・特徴を活かしていくことで魅力の向上を図り、選択の自由がうまれるような支援ができないか。	

計画への記載(案)

(最終案P3)

- | 計画の改定にあたって
- 5 計画の基本理念と基本的視点
- ●こども基本法第3条に定める基本理念を追記

(最終案P3)

- | 計画の改定にあたって
- 5 計画の基本理念と基本的視点 (1)計画の基本理念
- ●「人と地域の絆」を具体的に追記

(最終案P8)

- Ⅱ 子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する事項
- 3 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保
 - (4) 在宅育児家庭への支援
- ●保育の必要性のある家庭への対応のみならず、全ての子育て家庭への支援を追記
- ●全ての子育て家庭への支援に当たって、各施設の理念・特色を活かすことを追記

(最終案P8~P10)

- Ⅱ 子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する事項
- 3 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保
- (4) 在宅育児家庭への支援
- ■保育の必要性のある家庭への対応のみならず、全ての子育て家庭への支援を追記
- ●全ての子育て家庭への支援に当たって、各施設の理念・特色を活かすことを追記
 - 5 教育・保育等に従事する者の確保及び質の向上
 - (1) 教育・保育、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保
- ●幼稚園において、質の高い教育サービスの提供につながる支援を追記
 - (2) 教育・保育、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の質の向上
- |●保育所・認定こども園・幼稚園は、設置理念、機能、役割等が異なる教育・保育施設である |ことを追記
- ●各施設等と連携し、多様な教育・保育や子育て支援サービスの充実が図られるよう支援することを追記
- ●幼稚園において、教員の質の向上の支援を追記